

## 君津市建設工事等入札参加業者資格審査基準

(目的)

第1条 この審査基準は、建設工事等（建設工事及び製造の請負又は物件の買入れその他の契約を含む。）の入札参加業者の資格に関する審査の方法について、合理的な基準を設けることを目的とする。

(建設工事等入札参加資格審査申請書)

第2条 市長は、建設工事等の請負を希望する業者に対し、別に定める様式による入札参加資格審査申請書の提出の期日を定め、提出させるものとする。

(資格審査)

第3条 建設業者等の資格審査は、適格審査と点数計算による審査の二つの方法により行うものとする。ただし、建設工事等以外のものについては適格審査のみとする。

(適格審査)

第4条 適格審査は、第2条の規定により入札参加資格審査申請書を提出した業者全部について、入札参加資格審査申請書及びその添付書類等を基礎とし、入札参加業者としての適格性を審査するものとする。

2 過去2年以内において次の各号のいずれかに該当する行為をなしたものは、不適格とすることができる。

(1) 契約の履行に際し、工事を粗雑にし、また工事材料の品質数量に関し不正の行為をなすこと。

(2) 競争に際し、不当に価格をせりあげる目的をもって運営をなすこと。

(3) 競争加入を妨害し、又は落札者が契約を結ぶこと若しくは履行することを妨害すること。

(4) 検査又は監督に際し、係員の職務執行を妨げること。

(5) 正当な理由なくして契約を履行しないこと。

(6) 契約に関し不誠実な行為をなすこと。

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約に際し代理人、支配人その他の使用人として使用すること。

3 経営状況が著しく不健全であると認められる業者は、不適格とすることができる。

(点数計算)

第5条 点数計算は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営に関する事項の審査項目により審査採点する。

(資格者の等級の格付)

第6条 第4条により適格と認められた建設業者について、総合点数に基づき次のとおり等級の格付を行うものとする。

等級	土木一式	建築一式	舗装工事	造園工事	解体工事	設備・その他工事		
						電気工事	管工事	その他工事
A	840点以上	800点以上	750点以上	800点以上	700点以上	750点以上	750点以上	750点以上
B	840点未満	800点未満	750点未満	800点未満	700点未満	750点未満	750点未満	750点未満
	650点以上	600点以上	650点以上	600点以上	600点以上	650点以上	650点以上	650点以上
C	650点未満	600点未満	650点未満	600点未満	600点未満	650点未満	650点未満	650点未満

(資格者名簿)

第7条 資格者名簿は本基準により作成するものとし、当該業者に対して別途、ちば電子調達システム又は君津市ホームページにおいて公表するものとする。

- 2 資格者名簿の作成は当初申請及び随時申請の名簿登載日に基づき作成するものとする。
- 3 資格者名簿の有効期間は2年間とする。ただし、随時申請により申請を行ったものは公告等に示された有効期間内とする。

(新規業者)

第8条 新規業者（新規に建設業法により登録を受けたもので、過去2年間の工事完成高の確認されないものをいう。）で入札参加資格審査申請書の提出のあったものについては、最下位の等級に格付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、業者から資料の提出を求め、当該資料に基づき別途等級の格付を行うことができる。

(発注基準)

第9条 各等級別の発注金額の基準は、次のとおりとする。

等 級	工事の種類及び発注金額					
	土木一式	建築一式	舗装工事	造園工事	解体工事	設備・その他工事
A	3,000万円以上	4,000万円以上	3,000万円以上	3,000万円以上	2,000万円以上	2,000万円以上
B	3,000万円未満	4,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満
	1,500万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上
C	1,500万円未満	1,500万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満

- 2 発注基準内の適格者の数が少ない場合及びその他特別の事由のある場合には、次の表に掲げる発注金額の範囲内において直近上位及び直近下位の等級に属するものを対象とすることができる。

等 級	工事の種類及び発注金額・上限額					
	土木一式	建築一式	舗装工事	造園工事	解体工事	設備・その他工事
A	1,500万円以上	1,500万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上
B	6,000万円未満	9,000万円未満	6,000万円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	6,000万円未満
C	3,000万円未満	4,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満

- 3 特殊な機械及び技術を必要とする工事（舗装工事を含む。）、主として請負った工事と密接な関係のある工事又は災害その他の理由により緊急に施工を必要とする工事にあつては、前2項の規定によらないことができる。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。